備考
一表示

(1) 道路錆による場合及び石又はこれに類するものによる場合の様式以外の図示の様式は、「車道中央線」、「車線境界線」及び「車道外側線」を実線で表示するものについては、ペイント又は石若しくはこれに類するものによる場合の様式とし、その他のものについては、ペイントによる場合の様式とする。

(2) 「車道中央線」を表示するものは、二車道線の車道の区間に設ける場合においても、特に必要があるときは、四車線の車道の区間に設けるものと同じ様式のものを設置することができる。

二寸法
図示の寸法(その単位はメートルとする。)を基準とする。

三 反射材料等
区画線には、必要に応じ、反射材料を用い、又は反射装置を施すものとする。

別表第五(道路標示の種類)
規制標示

種類	番号	表示する意味	設置場所
転回禁止	(101)	交通法第二十二条の二第二項の規定により、車両の転回を禁止すること。	車両の転回を禁止する区間の前面及び区間内の必要な地点

直角駐車	最高速度	駐車禁止	駐停車禁止	追越し及び転回
				(102) 交通法第二十七条第四号及び第二十二条の二第二項の規定による車両の追越し及び転回を禁止される場所を指定すること。
(106)	(105)	(104)	(103) 交通法第四十条第四号の規定により、車両の駐車及び停車が禁止される場所を指定すること。	車両の追越し及び転回が禁止される場所
				(102) 車両の追越し及び転回が禁止される場所
(106)	交通法第二十一条の規定により、車両について法令で定める最高速度と異なる最高速度を定めること。	八号の規定により、車両の駐車が禁止される場所を指定すること。	車両の駐車及び停車が禁止される場所の右側の歩道	斜め駐車
				(107) 交通法第四十四条第二項の規定により、車両が道路の側端に沿い、かつ、道路に示された斜め線に平行して駐車しなければならない場所を指定すること。
停止線	左側通行	横断歩道	終り	車両が道路に示された斜線に平行して駐車しなければならない場所として指定する場所
				(108) 「転回禁止」又は「最高速度」を表示する規制標示が表示する禁止又は指定の区間の終りを示すこと。
(203)	交通法第四十四条第二項の規定により、車両が道路の側端に沿い、かつ、道路の側端に直角に駐車しなければならない場所を指定すること。	(201) 交通法第十三条第一項の規定により設けられた横断歩道であること。	(108) 「転回禁止」又は「最高速度」を表示する規制標示が表示する禁止又は指定の区間の終りの地点	車両が道路に示された斜線に平行して駐車しなければならない場所として指定する場所
				(108) 「転回禁止」又は「最高速度」を表示する規制標示が表示する禁止又は指定の区間の終りの地点
(203)	車両が停止する場合の位置であること。	(202) 交通法第十八条第四項第五号の規定により、車両が道路の中央から左の部分を通じて行ことができる場所を指定すること。	車両が道路の中央から左の部分を通じて行ことができる場所として指定する区間	車両の停止位置を示す必要がある地点
				(108) 「転回禁止」又は「最高速度」を表示する規制標示が表示する禁止又は指定の区間の終りの地点

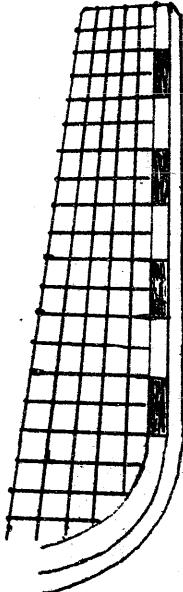
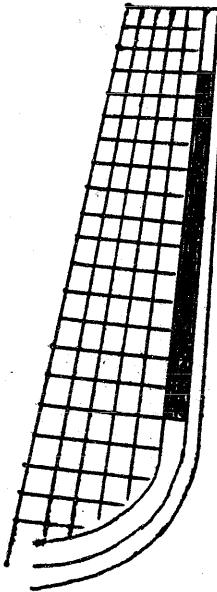
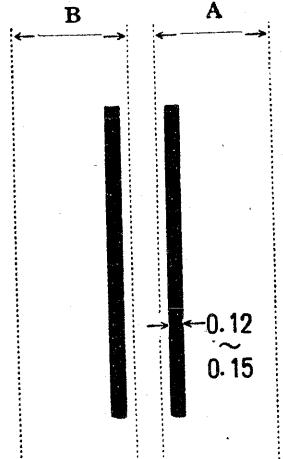
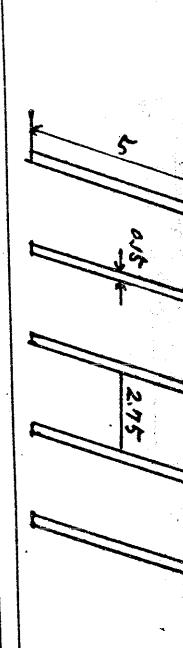
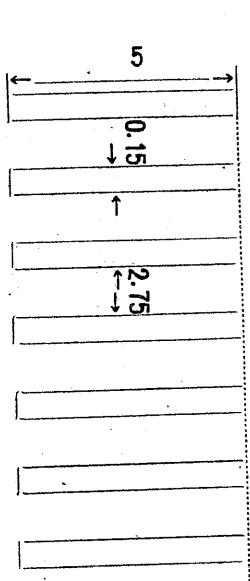
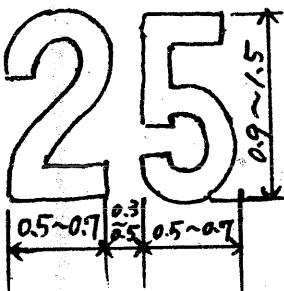
進行方向	(204)	車両が進行することができること。	車両が進行することができる方向を示す必要がある地点
中央線	(205)	道路の中央であること又は交通法第十八条第三項の規定により指定された道路の部分であること。	道路の中央を示す必要がある区間
車線境界線	(206)	四車線以上の道路の区間内の車線の境界であること。	車線の境界を示す必要がある区間
安全地帯	(207)	安全地帯(島状の施設のものを除く。以下この項において同じ。)であること。	安全地帯を設ける場所
安全地帯又は路上障害物に接近	(208)	安全地帯又は路上障害物に接近しつつあること。	安全地帯又は路上障害物に接近しつつあることを示す必要がある場所
中心点	(209)	交差点の中心であること。	交差点の中心を示す必要がある地点
別表第六(道路標示の様式)		(101) 色彩	
規制標示		(101) 色彩	
文 字 及 び 記 号	回 禁 止		

図示の道路のAの部分を通行する車両に対し、追越し(四車線以上の場合は当該標示を踏みこえて追越しする場合に限る。)を禁止することを示す。	<p>車道中央線、中央線又は中央分離帯(一方通行の道路にあっては道路の左側端)</p>	記号 102 色 黄	<p>図示の8~20は、車両の転回を禁止する時間が八時から二十二時まであることを示す。</p> <p>黄又白</p>
---	---	---------------------	--

1967年10月27日(金曜日)

公 報

第86号(24)

 駐車禁止 記号 (104)	 駐停車禁止 記号 (105)	<p>図示の道路のA・Bの部分を通行する車両に対して、当該標示を踏みこえて追越し及び転回を禁止することを示す。</p>	
		 A B 0.12~0.15	
 斜め駐車 記号 (107)	 直角駐車 記号 (106)	 最高速度 文字 (105)	
		25 0.9~1.5 0.3 0.5~0.7 0.5~0.7	黄は又白 色彩

公報 第86号

		終り
	文字及び記号	
	(108)	
	黄は又白	色彩
指示標示		
横断歩道		
記号		
一交差点の附近以外又は信号機がない交差点の附近の場合		
	(201)	
白	色彩	
0~0.50		
$l_1 = l_2$		
○ ○ ○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○ ○ ○		
道路錆、石又はこれらに類するものによるとき		
0.15~0.30		
白		

道路錆、石又はこれらに類するものの形状は円形又は四角形とし、その大きさは直徑が0・10~0・15メートル又は幅が0・11~0・10メートルとする。

左側通行	記号	(202)
	色彩	
停止線	記号	(203)
車道中央線、中央線又は道路の中央	色彩	白
車道中央線、中央線又は中央分離帯	記号	
白	色彩	
進行方向	記号	(204)
	色彩	
中央線	記号	(205)
一 道路の左側部分にはみ出して通行してはならないことを特に示す 必要がある道路に設置する場合 〔ペイント又はこれに類するものによる場合〕	色彩	白
1 以外の場所に設置する場合 $l_1 = l_2$	記号	
0.12 ~ 0.15	色彩	
0.15 ~ 0.20	記号	
0.15	色彩	
0.45	記号	
0.30	色彩	
0.45	記号	
0.12 ~ 0.15	色彩	

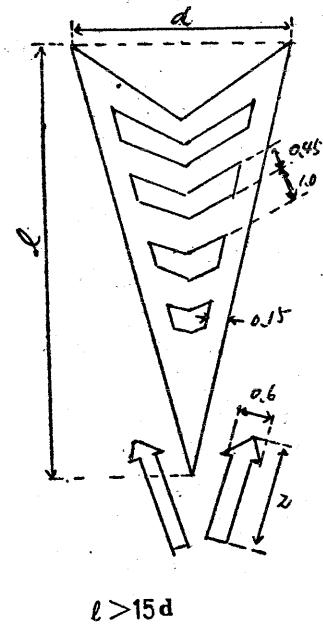
		三 交通法第十八条第三項の規定により道路の中央以外の部分を道路の中央として指定する場合	
四 道路鋸、石又はこれに類するものによるとき		五 常時指定するとき	
六 日又は時間を限って指定するとき		七 道路鋸、石又はこれらに類するものによるとき	
八 車道中央線		九 車道中央線	
車線境界線	記号	安全地帯	又は
0.10 ~ 0.15	標示筒、標示さく又は黄色の燈火についている道路鋸	0.10 ~ 0.15	0.10 ~ 0.15
車道中央線	(206)	車道中央線	3~10
色彩		色彩	3~10
一 ペイント又はこれに類するものによるとき			
車道中央線	1.5 0.15 0.6~2.91	記号	
車道中央線		(207)	
黄(外わく) 白(内わく)	色彩		白

安全地帯又は障害物

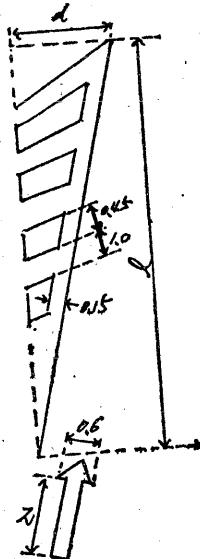
安全地帯又は障害物

安全地帯又は路上障害物に接近

(両側に避ける場合)



(片側に避ける場合)

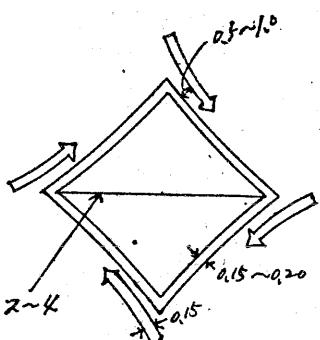


色彩

(208)

白

中 心 点



(209)

白

備考
一 表 示

(1) ペイント又はこれに類するものによる場合、道路鉄、石又はこれらに類するものによる場合及び標示筒、標示さく又は黄色の燈火についている道路鉄による場合の様式以外の図示の様式は、ペイント又はこれに類するものによる場合の様式とする。

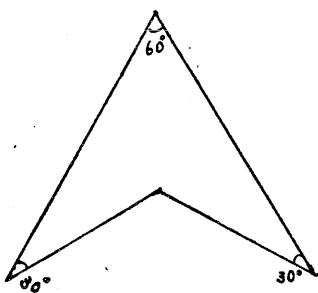
(2) 「横断歩道」を表示するものは、信号機がある交差点の附近に設置する場合においても、特に必要があるときは、交差点の附近以外又は信号機がない交差点の附近に設置するものと同じ様式のものを設置することができる。

(3) 「転回禁止」、「最高速度」、「斜め駐車」及び「終り」を表示する規制標示並びに「進行方向」を表示する指示標示に係る図示の文字又は記号は例示とする。

二寸法
道路標示の大きさは、図示の寸法（その単位はメートルとする。）を基準

とある。
三 記号等の形

矢印の記号の形の基準は、次に図示したとおりとする。



第九条中「文教局教育研究課」を「琉球政府立沖縄史料編集所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

告示第四百二十六号

総務局長 志村恵は海外旅行中のところ、一九六七年十月二十五日帰任したので、労働局長 仲本昌達の臨時に総務局長の職務を行なう者としての指定を解く。

一九六七年十月二十七日

行政主席代理 小 渡 三 朗

告示第四百二十六号

青少年保護育成法（一九六五年立法第二十一号）第七条第一項の規定により
つゝことわり指定したので同法第十四条の規定に基づき告示する。

一九六七年十月二十七日

行政主席代理 小 渡 三 朗

一 指定した図書の種類及び名称
雑誌

週刊雑誌「F6セブン」昭和四十二年十月七日号

週刊雑誌「ブレイブボーイ」昭和四十二年十月十日特大号

週刊雑誌「漫画アクション」昭和四十二年十月十二日号

月刊雑誌「宝石」昭和四十二年十月号

週刊雑誌「平凡パンチ」昭和四十二年十月九日特大号

週刊雑誌「土曜漫画」昭和四十二年十月十三日号

一 指定年月日
一九六七年十月二十三日

一 指定した理由

図書の内容が著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害す
るおそれがある。

規則第三十九号
沖縄県史編集審議会設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。
一九六七年十月二十七日

行政主席代理 小 渡 三 朗

沖縄県史編集審議会設置規則の一部を改正する規則
(一九六三年規則第二十五号) の一部を次のよ
うに改正する。

1967年10月27日(金曜日)

告示第四百二十七号
郵便法(一九五三年立法第七十四号)第三十一条の規定に基づき文化財保護強調週間を記念して一九六七年十一月一日から次の様式の三セント郵便切手を発行する。

一九六七年十月二十七日



様式
行政主席代理 小 渡 三 朗
行政副主席 小 渡 三 朗

意匠 「円覚寺放生橋」
刷色 青緑、黄、黒、だいだい
印面寸法 たて 一二一、五ミリメートル
よこ 三三三ミリメートル

告示第四百二十八号

外国発琉球あて通常郵便物の料金(一九六〇年告示第三百二十号)は、廃止する。

一九六七年十月二十七日

行政主席代理 小 渡 三 朗
行政副主席 小 渡 三 朗

告示第四百二十九号
美容師法(一九六三年立法第百号)第四条の規定による 美容師養成施設として次のとおり指定した。

一九六七年十月二十七日

行政主席代理 小 渡 三 朗
行政副主席 小 渡 三 朗

一 養成施設の名称 財團法人那覇高等美容専門学校
二 養成施設の所在地 那覇市牧志町一丁目八三〇番地の一
三 養成施設の別 美容
四 養成課程の別 昼間課程、夜間課程
五 指定年月日 一九六七年十月二十日

告示第四百三十号

戸籍整備法第十四条により次のとおり戸籍を認定したから、同条第二項により告示する。
一九六七年十月二十七日

(上本部村)
戸籍の名称
番号 本 籍 氏名 認定年月日 備考
1 上本部村字山川九八二番地 阿波根昌英 昭和42年8月29日
2 " 字貝志堅二〇九番地 金城宗久
3 " " 字謝花五七番地
4 " " 八七番地 仲村源助 除籍

(中頭貝志川村)
中頭郡貝志川村字字堅二三三番地
字塩屋三九六番地 長浜三郎 昭和42年8月2日
字上江洲一、三〇九番地 大城朝輔
字上江洲一、二四一番地 金城珍苗
字天願一八五番地 安慶名清郎
大城朝友
金城珍苗
除籍

(浦添村)
浦添村字沢崎一五
喜納正善 昭和42年8月18日
喜納正盛

(那覇市)
那覇市上泉町一ノ一七
久茂地町一ノ一六
上ノ瀬町二ノ三八
若狭町一ノ五九
住吉町二ノ六五
住吉町一ノ五十一
翁長オト
比嘉光子
昭和42年8月24日 除籍

古堅宗伝
阿嘉ゴゼイ
嘉手納並兼

大嶽徳
金城盛吉
昭和42年8月11日
除籍

(豊見城村)
島尻郡豊見城村字豊見城四三
饒波三二
真嘉部一〇五

大嶽徳
金城盛吉
昭和42年8月11日
除籍

(糸満町)	島尻郡糸満町字真壁四四一 糸満町字名城四十九番地	上原 牛 昭和42年8月31日 除籍
(五城村)	島尻郡玉城村字富名腰二、二四一番地 島尻郡玉城村字糸数七八四	照屋 龜藏 新垣 源六 昭和42年8月7日 除籍
(具志頭村)	島尻郡具志頭村字新城一一七四 字港川三六二	花城 元助 山入端嘉徳 上地 牛 昭和42年8月8日
(上本部村)	島尻郡金武村字新里一二二九番地 備瀬一二六九九	儀間 よし 上地 牛 昭和42年8月14日
(金武村)	島尻郡金武村字金武一、一〇二九番地 具志堅九七九	喜屋武静子 仲里清一郎 仲田 松盛 上原 はる 昭和42年9月13日 除籍
(中頭具志川村)	島尻郡金武村字具志川三二七番地 字田場一九八八 字天願四〇六八八 字榮野比一〇一四八 字川崎三四五番地 字安慶名四六七九	高江洲ウシ 新垣 孝徳 八二八八 座間味 龜吉 天妃町一ノ七 高橋町二ノ一二七 崇元寺町一ノ六十八 上ノ藏町二ノ五十六 松下町二ノ二十 住吉町一ノ十一 西本町四ノ二 字天久六十七 字天久一二三
(北谷村)	島尻郡北谷村字桑江五二番地 仲村渠亀助	昭和42年9月1日 昭和42年9月14日
(那覇市)	島尻郡小禄村字小禄一五八九番地 島尻郡小禄村字大嶺二八一 島尻郡小禄村字具志八二九 島尻郡小禄村字具志一三一 島尻郡東町四ノ三十三	高良 加那 上原 廉一 赤嶺 健吉 上原 武男 上原 亀一 赤嶺 正雄 福田正五郎 玉那覇オミト 国吉 真松 仲原 ツル 岩城 政義 嶋数 嘉義 嶋山ツル 外間鶴千代 渡嘉敷宇志 又吉 永昌 謝花 ナヘ 新垣カマル 上原 一トミ子 昭和42年9月20日 備考
(那覇市)	島尻郡小禄村字小禄一五八一番地 島尻郡小禄村字小禄二四六四 島尻郡小禄村字大嶺一四五 島尻郡小禄村字大嶺二八一 島尻郡小禄村字具志八二九 島尻郡小禄村字具志一三一 島尻郡東町四ノ三十三	高良 加那 上原 廉一 赤嶺 健吉 上原 武男 上原 亀一 赤嶺 正雄 福田正五郎 玉那覇オミト 国吉 真松 仲原 ツル 岩城 政義 嶋数 嘉義 嶋山ツル 外間鶴千代 渡嘉敷宇志 又吉 永昌 謝花 ナヘ 新垣カマル 上原 一トミ子 昭和42年9月20日 備考
(南風原村)	沖縄県島尻郡南風原村字本部三四八番地 宮城 築孝	昭和42年9月11日

1967年10月27日（金曜日）

公 報

第86号 (32)

訓令第四十六号

琉球政府立医学図書館に勤務する職員の勤務時間の割振に関する訓令を次のように定める。

一九六七年十月二十七日

行政主席代理
行政副主席 小 渡 三 朗

事務所登録番号 第五一二三九号
代表者 氏名 大山 隆 三
事務所の名称 大山建築士事務所
所 在 地 浦添村字牧港二四〇番地
区 分 二級建築士事務所
管 理 建築士 大 山 隆 三
廢 業 理 由 不健康により
廃業年月日 一九六七年九月三十日

琉球政府立医学図書館に勤務する職員の勤務時間の割振に関する訓令
(一九五五年規則第十九号) 第二条第二項の規定に基づき、琉球政府立医学図書館に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間の割振を定める

ことを目的とする。

第二条 職員は、別に定めるもののほか、この訓令によつて勤務しなければならない。

第三条 職員の勤務時間の割振は、日曜日から金曜日まで（月曜日を除く。）

を午前八時半から午後五時までとし、午後零時半から午後一時までを休憩時間とし、月曜日は勤務を要しない日とする。

2 館長は、土曜日の職員の勤務時間を職員の半数ずつ隔週交互に午前八時半から午後零時半までの勤務時間と午前八時半から午後五時までの勤務時間（午後零時半から午後一時までを休憩時間とする。）に割振るものとする。ただし、館長の勤務時間は、午前八時半から午後零時半までとする。

3 前項の規定の適用により土曜日において午前八時半から午後五時までの勤務時間の割振を受ける職員については、第一項の規定にかかわらず、館長があらかじめ定める順序でその週の火曜日又は水曜日のいずれかの日の勤務時間が、午前八時半から午後零時半までとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

建設局告示第九十六号

建設局事項

琉球大学委員会告示第十二号

第十七回（臨時）琉球大学委員会会議の招集について

琉球大学管理法（一九五六年立法第百三号）第十六条の規定に基づき、次のとおり第十七回（臨時）琉球大学委員会会議を招集する。

一九六七年十月二十七日

厚生局告示第十一号
社会保険審査委員会事務局は、一九六七年十月十日左記に移転した。

一九六七年十月二十七日

厚生局事項

厚生局長 山 川 宗 英
厚生局長臨時職務代理
厚生局長 山 川 宗 英

那覇市松下町一丁目四三番地 トヨタビル本社二階
記

琉球大学委員会事項

厚生局長 山 川 宗 英

沖縄県島尻郡南風原村字与那覇七五番地 新垣 高助 ハ

建築土法（一九五三年立法第八十七号）第二十三条の七の規定に基づき一部
建築士事務所を次のとおり抹消した。

一九六七年十月二十七日

建設局長臨時職務代理
厚生局長 山 川 宗 英

公報 第86号

(33) 1967年10月27日(金曜日) 公

記 会議の日時 会議の場所 会議に付する案件	一九六七年十月三十一日(火)午後二時 琉球大学学長室 琉球大学設置法の一部を改正する立法の制定について 琉球大学管理法の一部を改正する立法の制定について 琉球大学職員定数規程の制定について 琉球大学教員の初任給等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 評議員の解任及び任命について 学科主任の解任及び任命について 補導主任の解任及び任命について 農学部附属農場長の任期満了及び任命について 職員の採用及び辞職について 職員の定期昇給について 職員の臨時の任用の更新について その他について
記 名 称 代表者 氏名 承継人 妻金城昌子	名護不動産 金城秀吉
代表者住所 名護町字名護六一五	
事務所所在地 名護町字名護六一四	
取引主任者氏名 金城秀吉	
登録年月日 一九六六年九月二一日	
登録番号 第一一六四号	
営業保証金の額 参百弗	
押 収 物 還 付 公 告 一九六七年十月十七日 中頭巡回検察庁	
左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。 ○一九六七年領第六七号(喜納政一に対する窃盗被疑事件) 一 テレビ(サンヨー)一台 受還付人(旧住所) 二 ラヂオ(T・R)一台 浦添村港川沖商ハウジングD-一六三 ショセフ・モニテロッソ	
押 収 物 還 付 公 告 一九六七年十月十七日 中頭巡回検察庁	
左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。 ○一九六七年領第一〇〇号(山入端立盛に対する窃盗被疑事件) 一 トランデスマラヂオ一台 受還付人(旧住所)	
土地建物取引業者の営業保証金還付公告 一九六七年十月二十七日 法務局長 久 貝 良 順	
左記の者は、一九六七年十月十二日土地建物取引業を廃業し、一九六七年十月十日	

1967年10月27日(金曜日) 公

報 (1961年1月6日第3種郵便物認可) 第86号(34)

押収物還付公告

一九六七年十月十七日

中頭巡回検察庁

死亡と見なされる日 1950年6月23日
失蹤宣告

宮古巡回裁判所

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。
○一九六七年領第一四七号(仲地盛)に対する強盗致傷被疑事件

庖丁
一丁

受還付人 不詳

押収物還付公告

一九六七年十月十七日

中頭巡回検察庁

審判確定の日 1957年10月20日
死亡と見なされる日 1959年4月18日

不在者 仲宗根正信
嘉手納村11区6班

中頭巡回裁判所

左記押収物につき刑事訴訟法第五一〇条により公告する。
○一九六七年領第一九一号(桃原広善)に対する窃盜被疑事件

ナイロンパンツ
一枚

受還付人不詳

押収物還付公告

一九六七年十月十七日

中頭巡回検察庁

一九六七年九月十六日(土)づけ公報第七十四号登載の「立法院事務局処務規程の一部を改正する規程(立法院訓令第四号)」中次のとおり誤り

立法院事務局総務課

ページ	段	行	誤	正
11	上	27	調査室各二人とし、	調査室各三人とし、
11	下	3	専門調査員各三人を置く。	専門調査員各二人を置く。

一九六七年十月三日付け公報第七十九号登載の文教局組織規則の一部を改正する規則(中教委規則第十号)中次のとおり誤り。

ページ 段 行 誤 正

7 下 未尾から 十六条 十六号

一九六七年十月三日付け公報第七十九号登載の文教局職員定数規程(中教委

訓令第一号)中次のとおり誤り。

ページ 段 誤の箇所 誤 正

9 上 別表第四 外局二人 外局一人

一九六七年十月三日付け公報第七十九号登載の学校教育法施行規則の一部を

改正する規則(中教委規則第十二号)中次のとおり誤り。

ページ 段 行 誤 正

9 下 未尾から 「第一節」 「第二節」 「第三節」 その他

10 上 1・2 第三節 その他

1967年(家)第87号 本籍 沖縄県平良市字東仲宗根30番地の1
最後の住所 不在者 仲宗根玄亮
明治41年12月20日生
審判確定の日 1967年10月20日

発行所 総務局涉外広報部文書課

販売所

総務局財務部用度課

一ひかり印刷所